

阪南市障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達 の推進を図るための方針

第1 目的

障がい者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等（以下「障がい者就労施設等」という。）の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。このため、本市においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障がい者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

第2 調達方針

1 調達する物品等

本市が契約によって調達する別表に掲げる物品等のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。なお、本市内に存する障がい者就労施設等からの調達を優先するものとする。

- (1) 障がい者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障がい福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支

援又は就労継続支援を行う事業に限る。)

- (4) 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- (7) 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する者（在宅就業障がい者）
- (8) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体（在宅就業支援団体）

3 共同受注窓口の活用

共同受注窓口は、受注内容に応じて複数の障がい福祉サービス事業を行う施設に受注業務をあっせん・仲介する窓口である。なお、共同受注窓口を活用するなど、契約上障がい者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障がい者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障がい者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

4 障がい者の就業促進のための措置

本市は、行政の福祉化の取組の理念や地方自治法等関係法令を踏まえつつ、障がい者の就業促進のために取り組むものとする。

5 物品等の調達目標

当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、物品等の調達を推進するために必要な目標を定める。また、令和6年度の目標は、令和5年度の実績を上回るよう、着実に取り組むものとする。

6 物品等の調達推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 障がい者就労施設等が提供する物品等の情報を発信する。

障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 本市の需要の情報を障がい者就労施設等に提供する。

毎年度、各部局の障がい者就労施設等からの調達実績と今後の予定を調査し、その中で顕在化した需要等の情報を障がい者就労施設等に提供する。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会の増大に努める。

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討する。

イ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮する。

ウ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮する。

エ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分に説明する。

(4) 随意契約を積極的に活用する。

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

第3 公表

本方針に基づく実績は、毎会計年度終了後にウェブサイト公表するものとする。

第4 推進体制

本市は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう阪南市障がい者就労施設等調達推進会議において、毎年度の調達方針を決定し、全庁挙げて調達目標の達成に向けて、継続的かつ安定的な取組を進めるものとする。

第5 担当課

本方針の担当窓口は、健康福祉部市民福祉課とする。

附 則

この方針は、平成25年12月9日から実施する。

附 則

この方針は、平成26年 7月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成27年 8月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成28年 8月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成29年 8月1日から実施する。

附 則

この方針は、平成30年 8月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和元年8月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和２年８月１日から実施する。

附 則

この方針は、令和３年８月１日から実施する。

附 則

この方針は、令和４年１０月１日から実施する。

附 則

この方針は、令和５年８月１日から実施する。

附 則

この方針は、令和５年７月１日から実施する。

附 則

この方針は、令和６年７月１日から実施する。

別表

	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服、身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車椅子、杖、点字ブロック等上記以外の物品

役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など